家畜衛生情報

No. 3-55 令和4年2月1日

家畜所有者の定期報告書の提出について

家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数や衛生管理の状況等を県知事に 報告することが家畜伝染病予防法により義務付けられています。

令和4年2月1日現在の状況の報告をお願いします。

報告 対象者 •

提出期限

以下の家畜を<u>1頭(羽)以上</u>飼養する者

I:牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし 【提出期限】 令和4年4月15日まで

Ⅱ:鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう

【提出期限】 令和4年6月15日まで

報告 内容

- ① 定期報告書(飼養家畜の種類、頭羽数、畜舎等の数)
- ② 飼養衛生管理基準の遵守状況および遵守するための措置の実施状況
- ③ 農場の平面図、埋却地の情報等の添付書類
- ④ 県独自調査様式
 - a) 乳用種の雌、肥育牛(乳用種の雄、交雑種)、肉用繁殖牛の飼養者
 - b) 小規模飼養者
- ⑤ 定期報告の取り扱いに関する同意書(これまでに意向確認させていただいていますが、今回は様式を変更したため改めてお願いするものです)
- **<小規模飼養者>** ①、④-b)(牛・馬飼養者については⑤) **<中・大規模飼養者>** ①、②、③、④-a)、⑤
 - - ※ ④ーa)は、該当畜種を飼養されている方のみご提出ください。

提出

方法等

<メールの場合>

メールでの報告が可能です。ご希望される方は、下記メールアドレスまでお知らせください。必要な書類を電子ファイルで送信させていただきます。

家畜保健衛生所 メールアドレス ge37@pref.shiga.lg.jp

<郵送、FAXの場合>(FAXの場合は必ず原本を保管しておいてください)

● 小規模飼養者

中・大規模飼養者のうち北西部支所管轄以外の市町

: 滋賀県家畜保健衛生所

住所 〒523-0813 近江八幡市西本郷町226-1

FAX 0748-37-4821

●中・大規模飼養者のうち大津市、高島市、長浜市

: 滋賀県家畜保健衛生所 北西部支所

住所 〒520-1611 高島市今津町弘川249-1

FAX 0740-22-6681

詳細および報告書の様式は、家畜保健衛生所のホームページでご確認いただけます。

http://www.pref.shiga.lg.jp/kachikueisei/seisan/info/308982.html

滋賀県家畜保健衛生所 TEL 0748-37-7511 FAX 0748-37-4821 滋賀県農政水産部畜産課 TEL 077-528-3853 FAX 077-528-4883